



# 軽自動車税の 税率が変わります

税務課市民税係 ☎(25) 1134

## 軽自動車税率表

### 原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車の税率表

車種区分		現在の税率 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度以降)
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	総排気量 50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	総排気量 90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	総排気量 ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車(軽二輪)	総排気量 125cc 超～250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc 超	4,000 円	6,000 円

軽自動車税は、その年の4月1日時点の所有者に課される税金です。4月2日以後に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度の税額を全額納めていただくことになりません。廃棄、譲渡などにより、すでに車両をお持ちでない場合は、早めに廃車手続きをしてください。

### 軽三輪、軽四輪の税率表

車種区分		平成27年 3月31日以前に 新規登録された車両 (従来の税率を適用)	平成27年4月1日以降に 新規登録する車両 (平成27年度から適用)				新規登録から 13年を経過した車両 (平成28年度から適用)	
			グリーン化 特例なし	グリーン化 特例①	グリーン化 特例②	グリーン化 特例③		
三輪のもの		3,100 円	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	4,600 円	
四輪 以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円	12,900 円
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円	6,000 円

※グリーン化特例適用条件：平成27年4月1日～平成29年3月31日までに新規検査を受けた三輪および四輪自動車(取得の翌年度に限り特例税率が適用されます)

グリーン化特例①…電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

グリーン化特例②…乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年燃費基準+20%達成車  
貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年燃費基準+35%達成車

グリーン化特例③…乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年燃費基準+15%達成車

**減免申請について**

身体障がい者などの軽自動車税の減免申請を次のとおり受け付けます。

また、平成28年度以降の申請書に個人番号の記載欄が新設されました。個人番号を記載した減免申請書を提出いただく際には、本人確認資料の提示が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

**受付場所** 税務課窓口または各連絡所

**受付期限** 5月31日(火)

**必要書類** 運転免許証、障害者手帳、平成28年度軽自動車税納税通知書、印鑑、個人番号の確認できる資料など(郵送の場合は確認資料の写しを同封してください)

代理人による申請の場合には、①委任状、②代理人の運転免許証など、③申請者のマイナンバーカードまたは通知カードの写しが必要です。

※減免を受けられるのは、身体障がい者などのかた1人につき、普通自動車か軽自動車のいずれか1台です。

条件などかわしくは、税務課市民税係へ問い合わせてください。

